～ひと、くらし、みらいのために～

厚生労働省 中国四国厚生局

主な仕事の内容

中国四国厚生局は、主に中国5県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）において、国民の皆様に最も身近な**年金、医療、健康福祉**などに関する業務を行っています。

年　金	・年金制度の円滑な事業運営のための取組 ・年金記録の訂正を求める方のための取組 ・被保険者等の権利・利益の救済を図るための取組
医　療	・医療保険制度の健全な運営、適正化のための取組 ・安心・安全な医療サービス提供体制の構築に向けた取組 ・医薬品・医療機器等の安全の確保のための取組
健康福祉	・健康福祉サービスの基盤整備等のための取組 ・地域包括ケアシステムを推進するための取組 ・食の安全・安心の確保のための取組

採用後の処遇

採用後、2～3年ごとに異動し、様々な経験を積んでいただきます。管内での勤務の他に、厚生労働本省、他の地方厚生(支)局、地方自治体、日本年金機構など中国四国厚生局以外の部署で活躍していただくこともあります。

また、職務に応じた各種研修を実施しており、必要な知識の習得ができるようになっています。入局後、まず最初に新規採用者向け研修が行われます。

先輩からのメッセージ

一般職(大卒)行政・R5採用

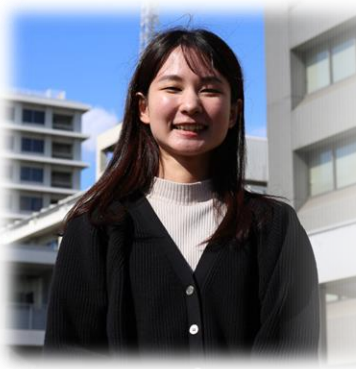

私は令和5年4月に入局し、指導監査課（審査グループ）に所属しています。

指導監査課では、医療保険制度の健全な運営、適正化のための業務を行っています。

みなさんは、例えば風邪をひいて保険医療機関等を受診した際、明細書を見たことはありますでしょうか。実はそこに載っている算定項目（初診料等）は、法に基づいて金額が決まっているのです。私たちはそのうち、保険医療機関が厚生局に届け出た場合に算定ができるものについて、届出の受理、審査を行っています。

審査一つで、医療機関等を利用する国民の皆様や、医療機関等の運営方針に影響を及ぼすこともあるため、日々慎重に業務を行っております。

上司・先輩は頼りになる方が多く、日々学びながら仕事をしています。厚生局には他にも様々な業務があるので、興味を持っていただけましたら幸いです！

一般職(大卒)行政・R5採用

私は健康福祉部医事課に所属しています。多岐にわたる医事課の業務の中で、私は特定臨床研究や医薬品製造業における届出の審査及び処理を行っています。

業務の中では専門的な内容を扱うことも多いため、入局したばかりの頃は苦戦しましたが、先輩方の手厚いサポートのおかげで、日々知識を吸収しながら、責任感を持って業務に取り組むことができています。**厚生局は人々の生活に密接する分野を支える機関であり、その一員として一端を担っていることがやりがいとなっています。**

また、積極的に定時退庁や年次休暇の取得を促してもらえるため、ワークライフバランスの充実も図ることができます。働きやすい環境が整っており、入局して良かったと日々実感しています。厚生局で皆様と一緒に働ける日を楽しみにしています！

お問い合わせ先

中国四国厚生局　検索

中国四国厚生局　総務課　　電話　082-223-8181

〒730-0012　広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎４号館２階

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/index.html

～薬物犯罪に脅かされることのない安全な日常と健やかな社会を目指して～

厚生労働省 中国四国厚生局
麻　薬　取　締　部

主な仕事の内容

●薬物犯罪捜査

麻薬取締官は覚醒剤や大麻などの薬物犯罪に特化した捜査権・逮捕権を持ち、薬物密売人や薬物乱用者を逮捕すべく日々捜査に励んでいます。

●医療用麻薬等の流通に関する指導･監督

医療や研究に使われる麻薬等が安定して供給され、適切に使用されるために、製造業者、卸業者、病院、研究者等に対する指導・監督を行います。

●薬物乱用防止啓発活動

薬物が心身へ与える悪影響について正しい知識を身に付け、薬物犯罪に巻き込まれないために、学校や企業に向けた講演・啓発活動を行います。

●薬物再乱用防止対策

薬物経験者が乱用を繰り返さないように、専門資格を有した支援員による相談・指導を行います。

薬物乱用を根絶するため、
あらゆる角度からアプローチを行います！！

採用後の処遇

●勤務地について

全国９つの麻薬取締部（支所）及び３つの分室（札幌市、仙台市、東京都千代田区、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、高松市、福岡市、北九州市、那覇市）で勤務します。

●研修について

麻薬取締官の心得に始まり、薬物を規制する法律、捜査技法、鑑定業務など年次や役職に応じた研修が行われます。

先輩からのメッセージ

令和４年採用
（一般職大卒程度
薬剤師、男性）

薬物犯罪は時代とともに状況が大きく変わっていっています。

今はスマートフォン一つで何でもできる時代です。SNSの普及による売買手口の変化、薬物の誤った知識の拡散、それに伴う若年層への薬物の浸透などは特に大きな変化の一つです。

そのような状況だからこそ、時代に置いて行かれないよう、自分の知識や考え方は常にアップデートを行う必要があります。

また、SNS上の誤った知識というのは、その正誤も判断できない若年層の目に入ってしまいます。

誤った知識を誤っていると判断でき、薬物に手を染める判断をしないような知識を啓発することも我々の使命の一つです。

このように、様々な角度から薬物犯罪に関わり、薬物を断つという使命を実感できる仕事です。

お問い合わせ

麻薬取締官　検索

中国四国厚生局麻薬取締部　調査総務課　　電話　082-227-9011
〒730-0012　広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎４号館１５階
ホームページ　https://www.ncd.mhlw.go.jp/